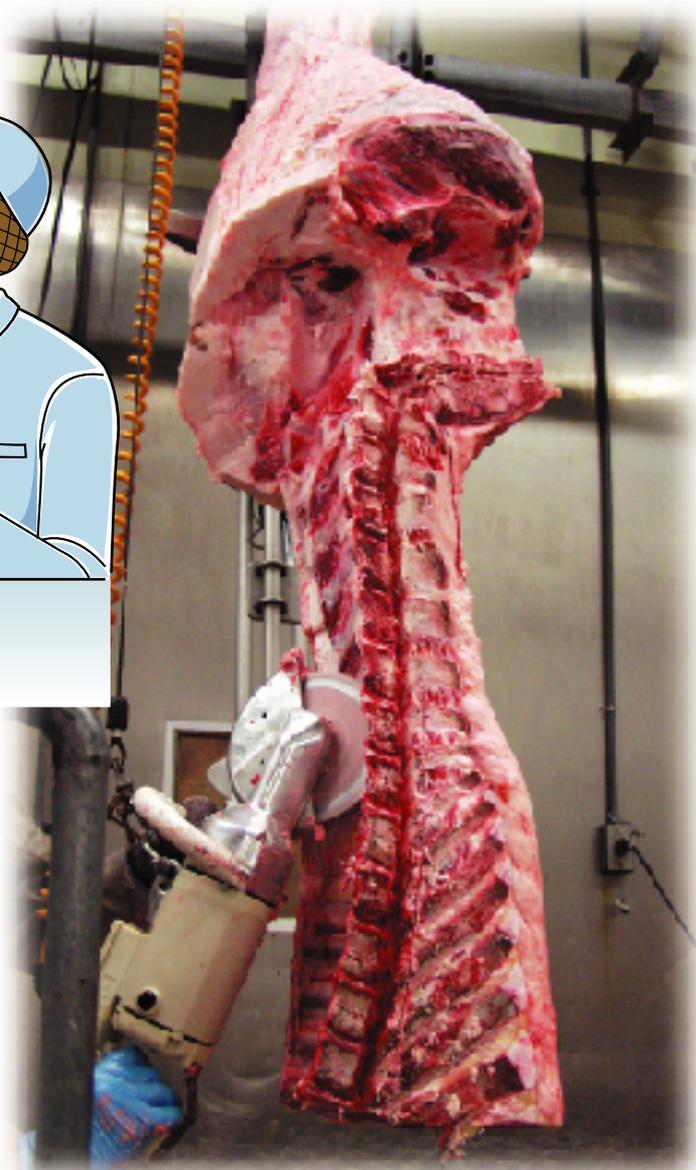


廃棄物となった 「牛のせき柱」の取扱手順

～きちんとした 廃せき柱処理 を行うために～



もくじ

I	牛のせき柱規制の必要性の背景	1
II	廃せき柱の廃棄物処理法上の位置づけ	2
III	廃棄物の種類	5
IV	産地食肉センターやハム製造所など産業廃棄物としての廃せき柱を 排出する食肉関連事業者がやらなければならないこと	7
V	マニフェストって何？	10
VI	一般廃棄物	15
VII	資料編	17
	(1) 環境省の通達	17
	(2) 廃棄物処理法施行規則が定める産業廃棄物管理票（マニフェスト）	19
	(3) 産業廃棄物処理委託契約書（例）等	20

I

せき柱規制の必要性の背景

厚生労働省において、伝達性海綿状脳症に関する食品等の安全確保対策に万全を期すため、食品・添加物等の規格基準の一部を改正する告示（平成16年1月厚生労働省告示第10号）がなされ、平成16年2月16日から、牛のせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾骨を除く。）の食用利用を禁止する措置がなされました。

農林水産省においても、牛海綿状脳症（BSE）のまん延防止に万全を期すため、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成16年農林水産省令第4号）、特殊肥料等の指定を一部改正する件（平成16年1月農林水産省告示第70号）、肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（平成16年1月農林水産省告示第71号）及び特殊肥料の品質表示基準の一部を改正する件（平成16年1月農林水産省告示第72号）により、平成16年5月1日から、牛のせき柱の飼料及び肥料の原料としての利用を禁止する措置がなされました。

こうした措置の実施に伴って、従来、飼料又は肥料の原料又は食用の一部として利用されていた牛のせき柱については、今後その用途を失い不要となると考えられることから、これらの不要となった牛のせき柱（以下「廃せき柱」という。）の処理を適正かつ円滑に行うことが求められます。

今般、環境省から「廃棄物となった牛のせき柱の取扱いについて」（平成16年3月31日付け環廃対発第040331007号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び環廃産発第040331007号同産業廃棄物課長連名通知）が発出されました（資料編1参照）。

この小冊子は、今まで食肉関係業者が日頃の業務の中で、馴染みの薄かった産業廃棄物ですが、牛のせき柱が今後廃棄物として取り扱われることから、これらの廃せき柱の適切かつ円滑な処理のため、法律上遵守しなければならない要点を簡潔にまとめたものです。



II

廃せき柱の廃棄物処理法上の位置づけ

廃せき柱は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づいて適切かつ円滑に処理していただくこととなります。

廃せき柱は、排出者の事業場ごとの業態によって、「産業廃棄物」になる場合と、「一般廃棄物」になる場合とに分かれます。図1を熟読して、自分の業態から排出される廃せき柱がどちらに分類されるのか見極めることがまず最初に重要なこととなります。「一般廃棄物」の場合は、排出事業場の市町村に問い合わせして下さい。

不要となった牛のせき柱（廃せき柱）の処理が 適正かつ円滑に行われるための3つのポイント

* 1 食料品製造業から排出される廃せき柱は、産業廃棄物

産地食肉センターやハム製造所等から排出された廃せき柱は、廃棄物処理法施行令第2条第4号に規定する「食料品製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物」（動植物性残さ）に該当する産業廃棄物となります。

この場合の産地食肉センターやハム製造所等は、「食肉の部分肉処理（枝肉を、もも、ヒレ、ロース、ばら及びかた等の部分に分割又は細切すること）及び肉製品への加工（以下「部分肉処理等」という。）を行う過程で牛の骨を除去する事業場」と定義されます。

食肉の流通は多岐多様であり、各流通段階や業態により加工の経済的比重も様々です。主に他の事業場から搬入された脱骨済の食肉やその食肉加工品（以下「食肉等」という。）の卸売を行う事業場や主に食肉等の小売（自ら部分肉処理を行った食肉や他の事業場から搬入された食肉等を小売するもの）を行う事業場は、令第2条第4号に規定する「食料品製造業」には該当せず、当該事業場から排出された廃せき柱は一般廃棄物となります。

つまり、牛のせき柱の脱骨作業を行っていたとしても、主要な経済活動が他社から仕入れた部分肉の食肉卸売業や食肉専門小売業である事業場から排出される廃せき柱は、一般廃棄物となります。

* 2 自社の畜肉に係る経済活動によって、産廃か一廃かが決まる

自らせき柱の脱骨等の部分肉処理等を行った食肉等と、他の事業場から搬入された食肉等の両方について卸売を行う事業場から廃せき柱が排出される場合については、自ら部分肉処理等を行った食肉等の卸売と他の事業場から搬入された食肉等の卸売のどちらが主要な経済活動を判断し、自ら部分肉処理等を行った食肉等の卸売活動が主たる場合は、産業廃棄物となります。この逆の場合は、一般廃棄物となります。

たとえば、枝肉を受託加工で部分肉処理業務を行いつつ、既に箱詰めされた食肉等の卸売業務を行っている業者の場合、まず、枝肉の所有者は、委託者にありますが、この部分肉処理過程で排出された廃せき柱は、受託者自ら部分肉処理をした食肉等の経済活動と考えることとなります。次に、既に箱詰めされた食肉等の卸売業務の経済活動とこの受託加工による経済活動との比較衡量を行い、受託加工による経済活動の方が大きい場合、自ら部分肉処理等を行った食肉等の卸売活動が主たる場合と判断され、この業者から排出される廃せき柱は、産業廃棄物となります。

この場合、この主要な経済活動とは、過去1年間の販売額又は収入額がより大きな経済活動と解することを基本として判断することとなります。

* 3 食肉等の小売を経済活動の中心とする者の廃せき柱は、一般廃棄物

部分肉処理等を行う事業場（自ら部分肉処理等を行った食肉等の卸売と他の事業場から搬入された食肉等の卸売の両方を取り扱う事業場であって、他の事業場から搬入された食肉等の卸売が主要な経済活動であるものを除く。）であって、小売も併せて行う事業場から排出された廃せき柱の取扱いについては、部分肉処理等を行った食肉等の卸売と小売のどちらが主要な経済活動かを2と同様の考え方により判断することとなります。

たとえば、食肉卸売り機能を備えた食肉専門小売店は、自社で脱骨した食肉卸部門の販売額が大きい場合は、その主要な経済活動が、食料品製造業者と考えられ、その廃せき柱は、産業廃棄物となります。

このように同じ廃せき柱でも、排出業者の経済活動の有様によって産業廃棄物になるか一般廃棄物になるか異なる結果となります。



図1 牛の廃せき柱の分類

		排出される事業場の分類	主として想定される事業場
牛の廃せき柱※1	産業廃棄物※2	ア. 食肉の部分肉処理（枝肉を、もも、ヒレ、ロース、ばら及びかた等の部分に分割又は細切することをいう。以下同じ。）を行う過程で牛の骨を除去する事業場	・ 産地食肉センターなど
		イ. ソーセージ、ハム、ベーコンなどの肉製品への加工を行う過程で牛の骨を除去する事業場	・ ハム製造所など
		ウ. その他自ら部分肉処理又は肉製品への加工（以下「部分肉処理等」という。）を行う過程で牛の骨を除去し、部分肉処理等を行った食肉又はその製品（以下「食肉等」という。）の卸売を行う事業場（他の事業場から搬入された食肉等の卸売も併せて行う場合、自ら部分肉処理等を行った食肉等の卸売による過去1年間の販売額又は収入額が、他の事業場から搬入された食肉等の卸売による過去1年間の販売額又は収入額より大きい事業場に限る。）	・ 他の事業者からの委託により食肉の部分肉処理等を行っているもの ・ 主として自ら部分肉処理等を行った食肉等の卸売を行うもの
		エ. 自ら部分肉処理等を行い、卸売及び小売を併せて行う事業場であって、自ら部分肉処理等を行った食肉の卸売による過去1年間の販売額又は収入額が小売（自ら部分肉処理等を行った食肉等又は他の事業場から搬入された食肉等を小売するものをいう。以下同じ。）による過去1年間の販売額又は収入額より大きい事業場	・ 主として自ら部分肉処理を行った食肉等の卸売を行い併せて小売を行っているもの
	一般廃棄物		排出される事業場の分類
オ. 自ら部分肉処理等を行い、併せて卸売又は小売を行う事業場であって、上記ウ又はエ以外の事業場		・ 食肉卸売業及び食肉小売業で主として他から仕入れた食肉等の卸売を行うもの並びに主として小売を行うもの	
カ. 自ら部分肉処理等を行わず、他の事業場から搬入された食肉等の卸売又は小売を行う事業場		・ 自ら部分肉処理等を行わず、食肉卸売業・食肉小売業を行うもの	

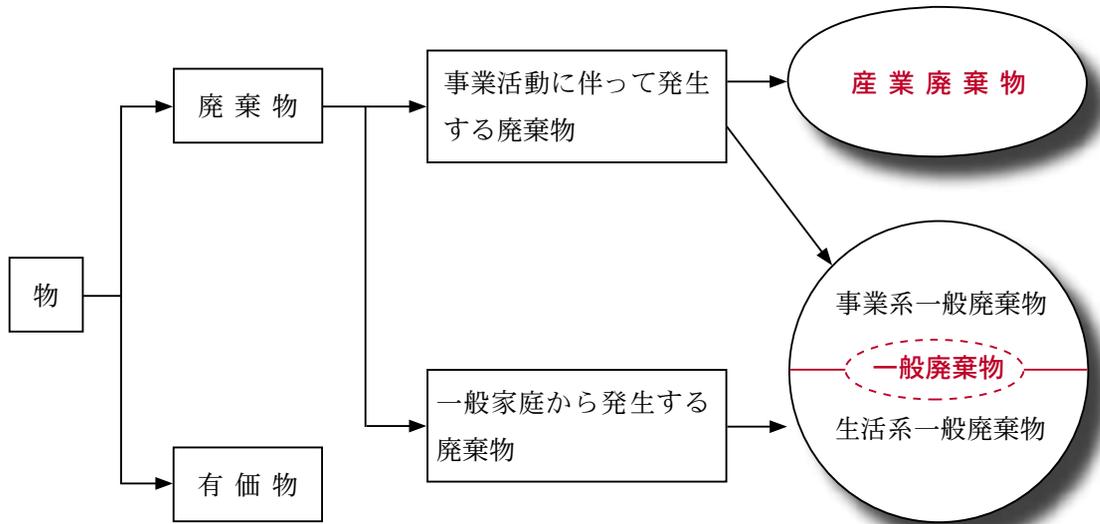
※1 牛のせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）で不要となったもの。

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第4号で規定する「食料品製造業（中略）において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物」に該当する産業廃棄物。（資料編1の「環境省の通達」より）

Ⅲ

廃棄物の種類

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。



産業廃棄物：事業活動から出てきた廃棄物であって、法律で定めるもの
(20種類。図2参照)

一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物

— 事業系一般廃棄物：事業活動で発生した、産業廃棄物以外のもの

— 生活系一般廃棄物：一般家庭の日常生活から発生したもの



せき柱の計量

図2 産業廃棄物の種類と具体的な例（抜粋）

（廃棄物処理法第2条第4項に定める産業廃棄物は、廃棄物処理法施行令第2条に20種類が定められている。）

	種 類	具 体 的 な 例
1	燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす
2	汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥のものであって、有機性及び無機性のもののすべてを含む。廃水処理後の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物。
3	廃油、4 廃酸、5 廃アルカリ、6 廃プラスチック類、7 紙くず、8 木くず、9 繊維くず	
10	<u>動植物性残さ</u> 廃掃法施行令第2条第4号	<u>食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。</u> (利用できなくなった牛のせき柱が、これに該当。)
11	動物性固形不要物 廃掃法施行令第2条第4の2号	と畜場でと殺、解体をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物。(現在のところ、牛の頭部、せき髄、回腸遠位部の特定部位が、これに該当。)
12	ゴムくず、13 金属くず、14 ガラスくず、15 鋳さい、16 がれき類、	
17	動物のふん尿	畜産農業から排出される動物のふん尿。
18	動物の死体	畜産農業から排出される動物の死体。
19	ダスト類、20 1～19までの産業廃棄物を処分するために処理したもの（コンクリート固型化物など）	

10の「動植物性残さ」は、「食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業」と、その業種が指定されている。よってこの「指定業種」以外の事業活動から排出される「動植物性残さ」は、事業系一般廃棄物となる。

IV

産地食肉センターやハム製造所など産業廃棄物としての廃せき柱を排出する食肉関連事業者がやらなければならないこと

1 食肉関連事業者（排出者）の責任の考え方

廃棄物処理法においては、「廃棄物は、排出者処理が原則」が理念となっています。廃棄物処理法では、「事業者」と記述されていますが、「事業者」＝「排出者」と考えてください。産業廃棄物は、量の多少に関わらず、排出者である皆さんが、責任をもって保管、運搬、処分等までしなければなりません。

しかし、排出者自ら処理せよといわれても、現実的に自らでの処理はほとんど不可能な状況にあります。専門の産業廃棄物処理業者に処理をお願いせざるを得ないのが現実です。

そこで、食肉関連事業者（排出者）は、①「産業廃棄物の保管基準を守ること」②「委託基準を守ること」、③「マニフェストを正しく使用すること」（Vの「マニフェストって何？」で詳しく説明してあります。）の3点をしっかりと守ることが基本となります。

2 産業廃棄物（廃せき柱）の保管基準を守る ～許可業者に引き渡すまでにやるべきこと～

廃棄物処理業者に、廃せき柱を引き渡すまで、産業廃棄物をきちんと保管することが重要です。

「保管」とは、廃棄物の一連の処理の過程において、次の処理過程に移るまでの間、廃棄物を保管すること。廃棄物の保管は、生活環境の保全上支障がないように適切に保管されなければなりません。

保管は、周囲に囲いを設け、保管の場所に掲示板を設けること等が必要になります（廃棄物処理法規則第8条）。

- ① 周囲に囲いが設けられていること
- ② 見やすい場所に、掲示板が設けられていること

〔掲示内容〕

- ・ 縦及び横それぞれ 60cm 以上であること
- ・ 産業廃棄物の保管場所であることの旨
- ・ 保管する産業廃棄物の種類
- ・ 保管場所の管理者氏名又は名称及び連絡先 等

- ③ 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにすること



【掲示板の例】

産業廃棄物保管施設	
産業廃棄物の種類	動植物性残さ（廃せき柱）
管理者の氏名 又は名称 及び連絡先	群馬県〇〇郡△△村 鈴木食肉センター群馬工場 社長 鈴木〇夫 TEL：11-111-2222

廃棄物処理法第12条第2項

事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、定められた技術上の基準に従いこれを保管しなければならない。

3 委託基準を守る

排出者における**最大の義務**は、この「委託基準の遵守」にあります。

■守るべき3つのポイント

- ① 委託する相手は法第14条の許可をもっている業者であること。つまり、産業廃棄物を適切に処理する能力を有する他者に委託することが必要になります。

廃棄物処理法第14条第1項 産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

同法 同条 第6項 産業廃棄物の処分を業として行おうとするものは、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

- ② 委託しようとする産業廃棄物の品目、行為等が行える許可をその許可業者が有していること。つまり、排出者は、委託する処理業者が委託内容の許可の有無を許可証等により確認する必要があります。

この場合の「行為」とは、大別して「収集運搬」と「処分」に分類される。

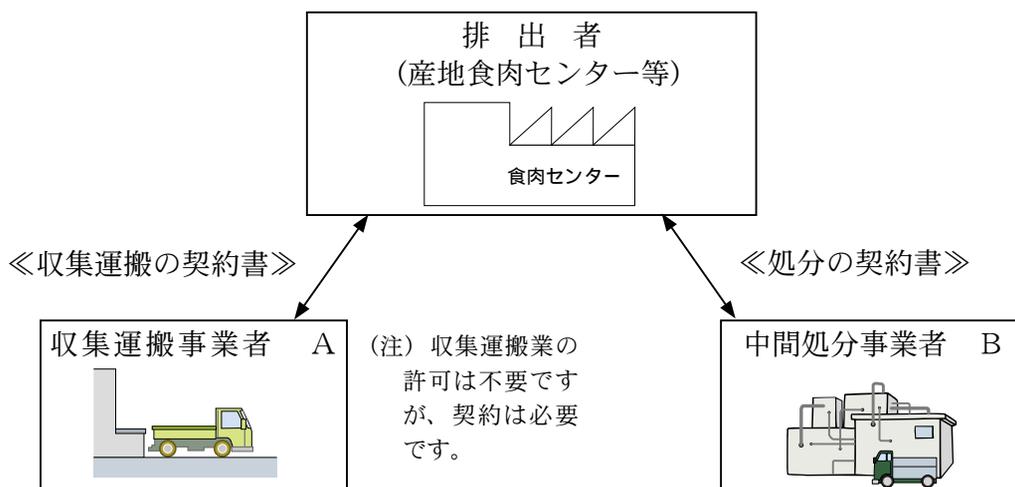
- ・「収集」とは、廃棄物を取り集め、運搬できる状態にすること、「運搬」とは、必要に応じて廃棄物を移動させること、と解釈されていますが、牛の廃せき柱の収集運搬については、産業廃棄物収集運搬業の許可は、不要とされました（平成16年3月30日付環境省令第8号）。
- ・「処分」とは、廃棄物を物理的、化学的又は生物学的な手段によって形態、外観、内容等に変化させ、生活環境の保全上支障のないものにして最終処分し又は廃棄物にほとんど人工的な変化を加えずに最終処分をすることとされ、直接焼却のほか、中間処理である化製処理も処分に当たります。

- ③ 委託契約は必ず「書面」で行うこと。

契約は口頭ではなく、書面で行うこと（資料編3の契約書例参照）。



* 産業廃棄物となった廃せき柱の収集運搬又は処分を許可業者に委託する場合は、それぞれ委託契約書を締結する必要があります。



また、契約書は契約が終了してから 5年間保存する必要があります。

4 食肉関連業者（排出者）の責任は重い

廃棄物処理法上の排出者の責任は重く規定されており、違反した場合には罰則が適用されます。

保管義務の遵守、書面による契約の遵守、マニフェストの履行等適切に行うことが必要です。

表1 主な罰則

違反項目 (排出者に係るもの)	罰 則	
	懲 役	罰 金
マニフェスト不交付、未記載・虚偽記載	—	50万円以下
マニフェスト保存義務違反	—	50万円以下
無許可業者への委託禁止違反	5年以下	1,000万円以下
帳簿記載・保存違反	—	30万円以下

V

マニフェストって何？

事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分まで確認することが義務付けられています。

1 産業廃棄物の処理にはマニフェストが必要です

産業廃棄物を許可業者に引き渡す際には、マニフェストを交付する必要があります。都道府県の産業廃棄物協会等で販売されているマニフェストは、直行用（運搬を行う1業者が直接処分業者に運搬する場合）、積替用（複数の運搬業者が区間を分けて運搬する場合）の2種類あり、マニフェストは、それぞれ7枚、8枚綴りになっています。したがって、輸送する輸送業者の数に合わせて直行用又は積替用のマニフェストを入手してください。

○マニフェストの交付

排出者は、あらかじめ用意したマニフェストに、産業廃棄物の中身や量等を確認して必要事項を記入します。そして、その伝票を当該の産業廃棄物とともに、許可業者に引き渡します。

○記載する内容

- ① 渡すのはどのような内容の産業廃棄物か
- ② 量はどのくらいあるのか
- ③ どの収集運搬業者がどこに運ぶのか
- ④ どの処分業者（死亡牛専用化製場、産業廃棄物焼却施設）が処分するのか



※市販のマニフェストは、各都道府県の産業廃棄物協会等で販売しています。

各都道府県又は各政令市廃棄物行政主管課等にお問い合わせのうえ、入手して下さい。

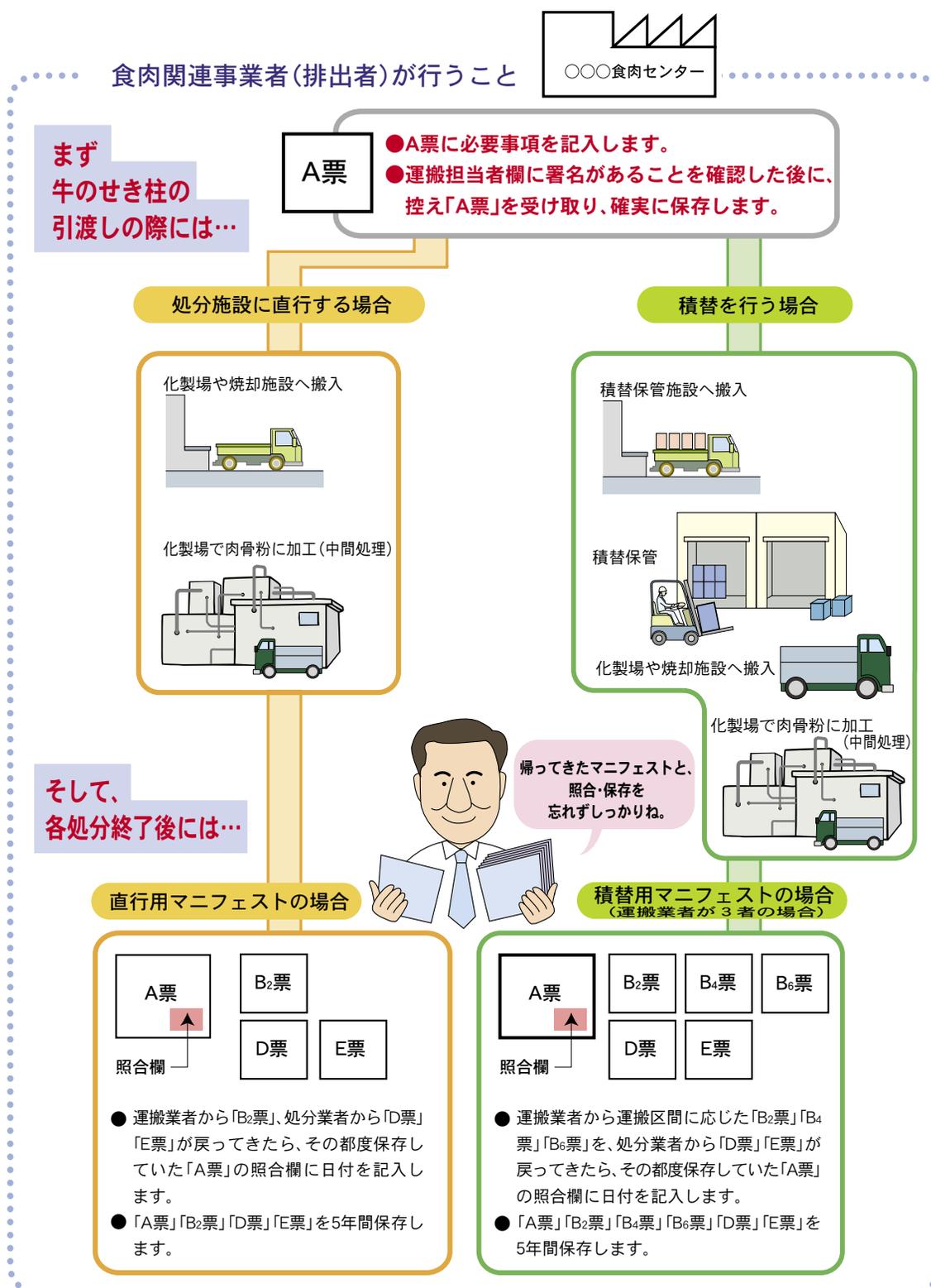
2 マニフェストは産業廃棄物と行動を共にします

最初に収集運搬業者へ渡されたマニフェストは、「産業廃棄物を管理するための伝票」として使用され、図3のように処理が終わるまで産業廃棄物と一緒に行動を共にします。

そして、委託した産業廃棄物の処理が終わった後、マニフェストはその通知として排出者に3枚（直行用マニフェスト）、運搬業者が3者の場合は5枚（積替用マニフェスト）が戻ってきます。

3 牛のせき柱の排出者は何をすればいいの？

1. 食肉関連事業者（排出者）は、まず、委託の際に「A票」に必要事項を記入すること
2. そして最後に最終処分を確認すること
3. 許可業者との間では、事前の委託契約書の交換が不可欠です。



4 マニフェストの基本的な流れ

現実のマニフェストの流れを1業者が運搬する場合で説明します。この場合、マニフェストは7枚複写になっていますが、産地食肉センター等の廃せき柱の排出事業者の基本はA票、B₁票（積替用のマニフェストで運搬業者が3業者の場合は3枚）、D票、E票の4枚。基本となる4枚の意義を的確に理解すれば、排出者としての責任を遂行し、きちんとした産業廃棄物の処理ができます（図3参照）。

一次マニフェストとは、排出者が書き起こすものです。

二次マニフェストとは、中間処理業者が書き起こすもので、中間処理が2回ある場合は、三次マニフェストが必要になります。

排出者	=甲
収集運搬業者	=乙
化製業者（中間処理業者）	=丙
焼却業者（二次中間処理業者）	=丁
最終処分業者（焼却灰の埋立処分）	=戊

【一次マニフェスト＝部分肉処理業者や産地食肉センター等が書き起こして、自ら発行します。】

①まず排出者甲は、7枚複写伝票に、産業廃棄物の種類（「動植物性残さ」、量、自分（排出者の氏名）、住所、荷姿等を記入します。

基本となる4枚と各票の意味

A票：排出者の控え

B₂票：運搬終了を確認するための票

注：積替用マニフェストではB₂票（第1区間の運搬終了確認票）B₄票（第2区間の運搬終了確認票）B₆票（第3区間の運搬終了確認票）の3枚となります。

D票：中間処理（化製処理）の終了を確認するための票

E票：最終処分（または第二次中間処理の焼却）を確認するための票

②収集運搬を委託された収集運搬業者乙は、7枚そっくり受け取り、現物の数量等と伝票の記載内容に違いがないかチェックし、受領確認の署名をした後、甲に排出者控えのA票を渡します。

③B₁票、B₂票、C₁票、C₂票、D票、E票の6枚の伝票と委託された廃せき柱をもって、乙は、中間処分先である化製業者（死亡牛専用化製場）丙に行きます。

丙は、現物の数量等と伝票の記載内容に違いがないかチェックし、受領確認の署名をした後、乙に収集運搬業者控えのB₁票と運搬終了確認のB₂票を渡し渡します。

その上で、乙は、排出者甲に運搬終了のB₂票を渡します。

④廃せき柱のレンダリングを終了した化製業者丙は、C₁票、C₂票、D票、E票の4枚の伝票のうちC₁票を自分の手元に残し、中間処分終了のC₂票を乙に、D票を甲に返します。

⑤このとき、化製業者（死亡牛専用化製場）丙の手元には、まだ最終処分E票が残っています。

牛せき柱のほか、死亡牛、特定部位を化製処理した廃肉骨粉についても産業廃棄物となります。

⑥牛せき柱の化製処理が終了した段階で化製業者は、次の第二次中間処理である焼却場に対して新たな二次マニフェストを発行します。
上記の①～⑥の作業が繰り返されます。

⑦さらに焼却場丁は、廃肉骨粉の焼却後、焼却灰を最終処分（埋立）するための三次マニフェストを発行します。

⑧最終処分業者戊は、最終処分たる埋立が終了したら、三次マニフェストのE票を、最終処分終了の確認報告として焼却場丁に渡します。

これを受けて、焼却場丁は、化製業者丙に対して、二次マニフェストのE票を最終処分終了の報告として渡します。

この段階で、最終的に、化製業者丙の手元に留め置きされていた⑤の一次マニフェストのE票が、最終処分終了が確認されたとして、排出者甲に渡されます。

排出者甲のところには、A票、B₂票、(B₄票、B₆票、) D票、E票の4枚（運搬業者が3者の場合では6枚）が揃うことになり、この4枚を5年間保存することになります。

これで、原則的に、マニフェストの流れは完結したことになります。

5 マニフェストが戻ってきたら（マニフェストの保管管理）

(1) 内容の確認や保管が必要です。

委託した産業廃棄物の処理が適正に行われ、規定どおりのマニフェストが戻ってきます。しかし、これで、排出者としての責任を果たしたわけではありません。その内容を確認してください。記載内容で適正に処分されたことを確認したら、廃掃法で定められた期間＝**5年間＝保存します**。

(2) 運搬・中間処理・最終処分は予定通りに行われていますか。

万が一、マニフェストが期限を過ぎても戻ってこない場合等には、処理業者に対しての確認・指示・催促等によって処理の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じます。

マニフェスト写しの送付を受けるまでの期間

マニフェスト	産業廃棄物
B ₂ 票、D票	交付の日から90日
E票	交付の日から180日

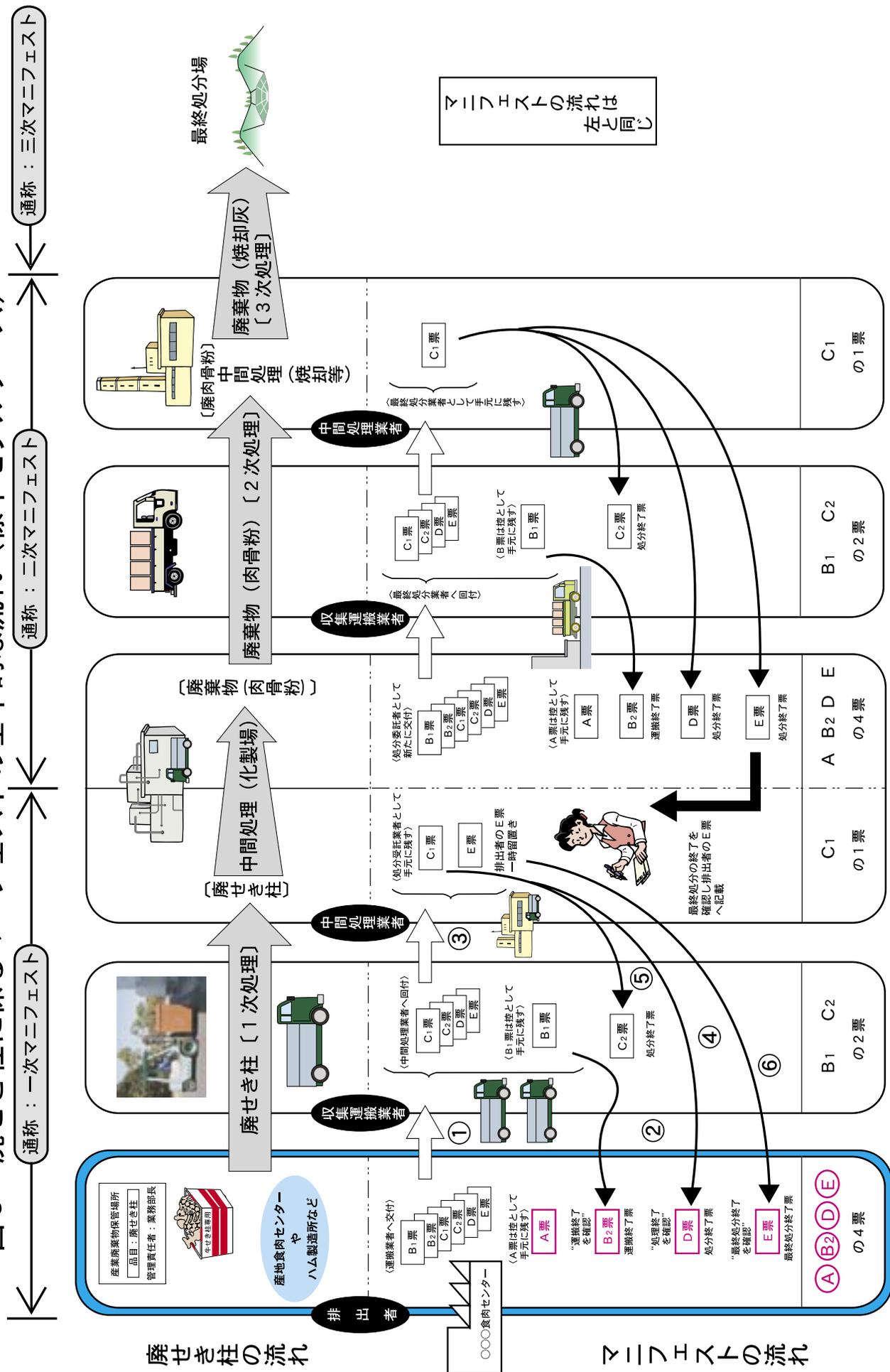
VI 一般廃棄物

産業廃棄物処理法上、一般廃棄物とは、「産業廃棄物以外の廃棄物（廃掃法第2条第2項）」となっています。

今般、環境省から「廃棄物となった牛のせき柱の取扱いについて」（平成16年3月31日付け環廃対発第040331007号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び環廃産発第040331007号同産業廃棄物課長連名通知）により、廃せき柱の取扱いの方針が示されたので、これに従うこととなります。

一般廃棄物の廃せき柱の処理は、排出事業場の市町村に問い合わせ下さい。

図3 廃せき柱に係るマニフェストの基本的な流れ (標準モデルケース)



通称：三次マニフェスト

通称：二次マニフェスト

通称：一次マニフェスト

マニフェストの流れは
左と同じ

廃せき柱の流れ

マニフェストの流れ

(5年間保存)

1 環境省の通達



環廃対発第040331007号
環廃産発第040331007号
平成16年3月31日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

廃棄物となった牛のせき柱の取扱いについて（通知）

日頃から廃棄物処理行政の推進については御高配をいただきありがとうございます。

さて、この度、厚生労働省において、伝達性海綿状脳症に関する食品等の安全確保対策に万全を期すため、食品・添加物等の規格基準の一部を改正する告示（平成16年1月厚生労働省告示第10号）により、平成16年2月16日から、牛のせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。以下同じ。）の食用利用を禁止する措置がなされ、他方、農林水産省において、牛海綿状脳症（BSE）のまん延防止に万全を期すため、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成16年農林水産省令第4号）、特殊肥料等の指定の一部を改正する件（平成16年1月農林水産省告示第70号）、肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件（平成16年1月農林水産省告示第71号）及び特殊肥料の品質表示基準の一部を改正する件（平成16年1月農林水産省告示第72号）により、平成16年5月1日から、牛のせき柱の飼料及び肥料の原料としての利用を禁止する措置がなされたところである。

これらの措置の実施により、従来、飼料若しくは肥料の原料又は食用の一部として利用されていた牛のせき柱については、今後用途を失い不要となると考えられるため、不要となったせき柱（以下「廃せき柱」という。）の処理が適正かつ円滑に行われるよう、下記について、十分御留意の上、畜産部局と連絡調整を行いつつ、必要な措置をとられるとともに、貴管下市町村に対する周知方よろしく願います。

記

- 1 食肉の部分肉処理（枝肉を、もも、ヒレ、ロース、ばら及びかた等の部分に分割又は細切することをいう。以下同じ。）及び肉製品への加工（以下「部分肉処理等」という。）を行う過程で牛の骨を除去する事業場（産地食肉センター、ハム製造所等）から排出さ

れた廃せき柱については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第2条第4号に規定する「食料品製造業（中略）において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物」（以下「動植物性残さ」という。）に該当する産業廃棄物であること。

なお、主に他の事業場から搬入された食肉又はその加工品（以下「食肉等」という。）の卸売を行う事業場又は主に食肉等の小売（自ら部分肉処理等を行った食肉等又は他の事業場から搬入された食肉等を小売するものをいう。以下同じ。）を行う事業場は、令第2条第4号に規定する「食料品製造業」には該当せず、当該事業場から排出された廃せき柱は一般廃棄物であること。

- 2 自ら部分肉処理等を行った食肉等と、他の事業場から搬入された食肉等の両方について卸売を行う事業場から排出された廃せき柱の取扱いについては、当該事業場において、自ら部分肉処理等を行った食肉等の卸売と他の事業場から搬入された食肉等の卸売のどちらが主要な経済活動かによって産業廃棄物か一般廃棄物かを判断されたいこと。この場合の主要な経済活動とは、過去1年間の販売額又は収入額がより大きな経済活動と解することを基本として差し支えないこと。
- 3 部分肉処理等を行う事業場（自ら部分肉処理等を行った食肉等の卸売と他の事業場から搬入された食肉等の卸売の両方を取り扱う事業場であって、他の事業場から搬入された食肉等の卸売が主要な経済活動であるものを除く。）であって小売も併せて行う事業場から排出された廃せき柱の取扱いについては、部分肉処理等を行った食肉等の卸売と小売のどちらが主要な経済活動かを2と同様の考え方により判断されたいこと。
- 4 死亡牛専用の化製処理ラインを有する化製業者から、産業廃棄物である廃せき柱を化製処理しようとする場合に必要となる産業廃棄物処理業の許可について申請があった場合には、当該産業廃棄物の円滑な処理体制を早急に確保することが強く要請されている現状にかんがみ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき可能な限り速やかに適切な処分をされたいこと。
また、死亡牛及び廃せき柱用の化製処理ラインから発生する廃肉骨粉については、産業廃棄物である死亡牛及び廃せき柱を処分するため処理したものであって、令第2条第13号の産業廃棄物に該当するものであり、産業廃棄物である廃肉骨粉を焼却処理しようとする場合に必要となる産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理施設の設置許可についての申請があった場合には、可能な限り速やかに適切な処分をされたいこと。

2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載事項（廃棄物処理法規則第8条の21）

- 1 管理票の交付年月日及び交付番号
- 2 運搬又は処分を委託した者の氏名又は名称及び住所
- 3 産業廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地
- 4 管理票の交付を担当した者の氏名
- 5 運搬又は処分を受託した者の住所
- 6 運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- 7 産業廃棄物の荷姿
- 8 当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地
- 9 中間処理業者にあつては、交付又は回付された当該産業廃棄物に係る管理票を交付した者の氏名又は名称及び管理票の交付番号
〔排出事業者が、紙マニフェストを使用している場合〕
- 10 中間処理業者にあつては、当該産業廃棄物に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び規則第8条の31第3号に規定する登録番号
〔排出事業者が、電子マニフェストを使用している場合〕

産業廃棄物管理票（マニフェスト）（廃棄物処理法規則様式第2号の6（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の21関係））						
産 業 廃 棄 物 管 理 票						
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	交付担当者	氏名		
事 業 者	氏名又は名称		事 業 場	名称		
	住所 〒			所在地 〒		
	電話番号			電話番号		
産業廃棄物	種類	数量	荷姿			
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）					
最終処分 の場所	所在地					
運搬受託者	氏名又は名称		運搬先の 事業場	名称		
	住所 〒			所在地 〒		
	電話番号			電話番号		
処分受託者	氏名又は名称		積 替 え 又は 保 管	所在地 〒		
	住所 〒			電話番号		
	電話番号					
運搬担当者	氏名	受領印	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量	
処分担当者	氏名	受領印	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了年月日	平成 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地					
（記載上の注意） <ol style="list-style-type: none"> 1 日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。 2 余白には斜線を引くこと。 3 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。 4 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。 						

3 産業廃棄物委託契約書（例）等

産業廃棄物処理委託契約書（例）

平成 年 月 日

下記契約区分1～3のうちいずれか1つ該当するものの口欄に「レ」を記入すること。また、2及び3に該当する場合にあっては、乙の「処分に関する事業範囲」についても下記に記入すること。

契約区分 □ 1 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬（積替え・保管を含む。以下同じ。）を乙に委託する。

□ 2 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の処分（中間処理としての化製処理を含む。以下同じ。）を乙に委託する。

□ 3 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬及び処分を乙に委託する。

注： この契約において、産業廃棄物とは、食料品製造業において原料として使用した動物に係る固形状の不要物である牛のせき柱を言う。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

甲及び乙は、産業廃棄物の収集・運搬若しくは処分又は収集・運搬及び処分を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）にしたがい適正に行うため、本契約書、産業廃棄物処理委託契約約款及び本契約書添付の書類によって産業廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

住所
排出事業者 氏名（法人にあっては名称）
（甲） 代表者 印 （以下「甲」と言う。）

住所
処理業者 氏名（法人にあっては名称）
（乙） 代表者 印 （以下「乙」と言う。）

※ 乙が、産業廃棄物の処分を行う場合、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとする。

◎ 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業区分：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

注：産業廃棄物の収集・運搬については、廃棄物処理法施行規則第9条第10号（平成16年3月30日改正）により、産業廃棄物収集運搬業の許可は要しない。

産業廃棄物処理委託契約約款（例）

（法の遵守）

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）その他関係法令を遵守するものとする。

（委託内容）

第2条 この契約において、産業廃棄物とは、食料品製造業において原料として使用した動物に係る固形状の不要物である牛のせき柱を言う。

2 契約内容に収集・運搬（積替え・保管を含む。以下同じ。）の委託が含まれる場合には、乙は、甲から委託された産業廃棄物を別紙〔委託業務の内容〕（以下「委託業務内容」という。）に指定する運搬の最終目的地の所在地まで適正に運搬する。

3 契約内容に処分の委託が含まれる場合には、乙は、甲から委託された産業廃棄物を委託業務内容に指定する施設において適正に処分する。

（適正処理に必要な情報の提供）

第3条 甲は、廃棄物の適正処理のために必要な情報として、〈委託業務の内容〉の適正処理に必要な情報を記入し、乙に通知しなければならない。

（甲乙の責任範囲）

第4条 乙の責任範囲は、次のとおりとする。

（1）委託業務が契約区分1（収集・運搬）の場合は、甲から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から、運搬または運搬区間に応じた最終目的地の所在地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。

（2）委託業務が契約区分2（処分）の場合は、甲から委託された廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。

（3）委託業務が契約区分3（収集・運搬及び処分）の場合は、甲から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。

2 乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それによって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除くすべてとする。

4 甲は、甲の責任範囲の中において乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

（委託業務の終了報告）

第7条 乙は、甲から委託された廃棄物の業務が終了した後、直ちに次のマニフェストを甲に回送する。

（1）契約区分1（収集・運搬）については、産業廃棄物が処分業者に直接運搬される場合にあつて

はマニフェストB₂票、処分業者に引き渡されるまでに積替が行われる場合にあってはそれぞれの運搬区間に応じたマニフェストB₂、B₄、B₆票

(2) 契約区分2（処分）についてはマニフェストD票

(3) 契約区分3（収集・運搬及び処分）については、収集・運搬業務についてはそれぞれの運搬区間に応じたマニフェストB₂（第1区間）、B₄（第2区間）、B₆票（第3区間）、処分業務についてはD票

（報酬・消費税・支払い）

第8条 甲の委託する廃棄物の処理業務に対する報酬については、委託業務内容に定める収集・運搬、処分の単価に基づき算出する。

2 報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

3 甲の委託する廃棄物の処理業務に対する報酬についての消費税等は、甲が負担する。

（内容の変更）

第9条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務内容を変更することができる。この場合において、契約単価もしくは委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

（機密保持）

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

（契約の解除）

第11条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。

2 但し、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

ア 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせるなければならない。

イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求するものとする。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

（協議）

第12条 本契約に定めのない事項又は本契約書の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

別紙

委託業務の内容（例）

産業廃棄物処理委託契約の契約区分の内容に応じて、2、3の該当するものの口欄に「レ」を記入してください。

1 共通事項

① 委託期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

② 委託予定量 (kg/回)

③ 適正処理に必要な情報

甲は、以下の内容のほか、乙の要求に応じて、適正処理に必要な情報を、乙に提供するものとする。

ア 性状及び荷姿

イ 腐敗等性状の変化に関する情報

ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障（該当しない）

エ その他取扱い上の注意事項

□ 2 収集・運搬（積替え・保管を含む。）

① 運搬の最終目的地の所在地（または運搬区間に応じた最終目的地）

② 積替・保管

ア 積替・保管を行う場合は、その所在地

イ 積替のための保管量の上限

注：一日当たりの平均的な搬出量（前月の産業廃棄物の総搬出量を前月の総日数で除した数量）に7を乗じて得られる数量以内

③ 収集・運搬単価（円/kg）

④ その他

□ 3 処分（中間処理としての化製処理を含む。）

① 処分方法

② 処分施設の所在地

③ 処分施設の処理能力（t/日）

④ 処分単価（焼却及び焼却灰の最終処分経費を含む。）

⑤ 最終処分の場所、方法及び当該施設の処理能力

⑥ 搬入業者の氏名・住所

⑦ その他

《根拠法令の略語》

廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物処理法施行令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

廃棄物処理法規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

本手引きに関する問合せ先

農林水産省 代表電話 03-3502-8111

生産局畜産部食肉鶏卵課（食肉流通担当）

内線：3994、3996

食肉処理衛生管理向上等推進事業

（独立行政法人農畜産業振興機構 畜産業振興事業）

平成16年7月

発行：社団法人 中央畜産会

制作：社団法人 全国食肉学校